

◇◇◇ 令和8年度 町・県民税 申告の手引き ◇◇◇

各種所得について

<申告書 表面>

(1) 営業等所得

卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、医師、司法書士、外交員などいわゆる営業から生ずる所得で農業以外から生ずる所得です。収支内訳書を添付してください。

$$\text{営業等所得金額} = \text{総収入額} - \text{必要経費} - \text{専従者控除額} - \text{青色申告控除額}$$

(2) 農業所得

農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の繁殖・育成などの事業から生ずる所得、国から交付される米の所得補償交付金などです。収支内訳書を添付してください。自家消費のみの場合は農業所得の申告を省略することができます。

(3) 不動産所得

貸家、貸地、駐車場、アパートなど不動産の貸付などによって生じた所得です。収支内訳書を添付してください。

(4) 利子所得

公社債や預貯金等の利子、公社債投資や貸付信託などの分配金の所得のことで、原則として、源泉分離課税となっていますので、所得税において総合課税の対象となるもの以外は申告する必要はありません。

(5) 配当所得

株式や出資金に対する利益の配当、出資にかかる余剰金の分配、証券投資信託の分配金などの所得のことで、所得税において確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当については、住民税では課税となりますので申告をしなければならないこととなっています。

(6) 給与所得

勤務先から受ける給料、賃金、賞与などの所得のことで、

$$\text{給与所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$$

(7) 雑所得

公的年金や恩給、著述家以外の人を受ける原稿料や講演料、非営業の貸金利子など他の所得にあてはまらない所得のことで、

$$\text{雑所得の金額} = \text{公的年金等の所得金額(下表)} + \text{その他の雑所得の金額(総収入金額 - 必要経費)}$$

年齢区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+125万5千円
65歳以上	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
	330万円以下	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+275,000円	(A)×25%+175,000円	(A)×25%+75,000円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+685,000円	(A)×15%+585,000円	(A)×15%+485,000円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000円	(A)×5%+1,355,000円	(A)×5%+1,255,000円
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

(8) 総合譲渡・一時所得

○ 総合課税の譲渡所得

資産の譲渡によって生じた所得を譲渡所得といいます。このうち、土地・建物等、株式等の譲渡による所得は分離課税され、その他のものは総合課税されます。具体的には、機械、車両、水利権、営業権、ゴルフ会員権などの譲渡による所得を総合課税の譲渡所得といいます。譲渡した資産の保有期間により「短期」と「長期」に区分され、その取得の日以後譲渡の日までの保有期間が5年以下であった資産にかかる譲渡所得を「短期譲渡所得」、5年を超えて保有していた資産にかかる譲渡所得は「長期譲渡所得」といいます。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額(限度額50万円)}$$

譲渡益{収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)}が50万円に満たない場合、特別控除額はその金額となり、譲渡所得は0円になります。

○ 一時所得

賞金、立ち退き料、生命保険契約に基づく保険金、農業共済金など一時的な性質をもっている所得のことで、

$$\text{一時所得の金額} = \text{収入金額} - \text{その収入を得るために支出した金額} - \text{特別控除額(限度額50万円)}$$

特別控除前の金額が50万円に満たない場合、特別控除額はその金額となり、一時所得は0円となります。

申告書の総合譲渡・一時所得欄には、「短期譲渡所得金額 + [(長期譲渡所得金額 + 一時所得金額) × 1/2]」で計算した金額を記入してください。

所得控除について

<申告書 表面>

(9) 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、国民年金、介護保険料などの社会保険料で、あなたが令和7年中に支払った社会保険料の全額が控除の対象となります。国民年金については、控除を受ける場合に、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付してください。

(10) 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済法の規定による第一種共済契約掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金等は、その全額が控除の対象となりますので、支払った額の証明書を添付してください。ただし、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けているものについては、添付の必要はありません。

(11)生命保険料控除

生命保険契約等に基づいて支払った保険料、掛金及び個人年金契約等に基づいて支払った保険料、掛金から契約者配当金等の合計額を差し引いた金額が対象となります。平成25年度から平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については、今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障について新たに介護医療保険料控除が設けられ、それぞれの適用限度額が変更となりました。(下記の表を参照)「一般の生命保険料」と「介護医療保険」、「個人年金保険料」の支払保険料等の金額をそれぞれ計算し、下の表によってそれぞれの控除額を算出し合算してください。この控除を受ける人は、令和7年中に支払ったことを証する支払証明書添付してください。生命保険料のうち、一契約について9,000円以下の場合は、証明書の添付は不要です。また、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けているものについては、添付の必要はありません。

<各生命保険料控除額の上限>

種別	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険	控除額の合計限度額
新契約(H24.1.1以後契約)	28,000円	28,000円	28,000円	70,000円
旧契約(H23.12.31以前契約)	35,000円		35,000円	70,000円

<各生命保険料控除額の計算方法>

新契約(H24.1.1以後契約)		旧契約(H23.12.31以前契約)	
支払金額	控除額計算	支払金額	控除額計算
~12,000円	支払保険料の全額	~15,000円	支払保険料の全額
12,001円~32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円~40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
32,001円~56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円~70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
56,001円~	一律28,000円	70,001円~	一律35,000円

※ 新契約と旧契約の両方の支払保険料等について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、それぞれ次に掲げる金額の合計額となります。

- ・新契約の支払保険料等につき、上記の計算式により計算した金額
- ・旧契約の支払保険料等につき、上記の計算式により計算した金額

(12)地震保険料控除

控除の対象となる保険や共済の契約は、あなたやあなたと生計を一にしている配偶者、その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額を補てんする保険金や共済金が支払われるものに限られます。

また、一定の長期損害保険契約等にかかる損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

一定の長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものをいいます。

- 1)平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- 2)満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- 3)平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

この控除を受ける人は、令和7年中に支払ったことを証する支払証明書添付してください。

ただし、給与所得者で年末調整の際に給与所得から控除を受けたものについては、添付の必要はありません。

地震保険料の計(※1)		旧長期損害保険料の計(※1)	
		年間の支払保険料合計額別の控除対象保険料(※2)	
支払金額	控除額計算	支払金額	控除額計算
~50,000円	支払保険料×1/2	~5,000円	支払保険料の全額
50,001円~	一律25,000円	5,001円~15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
		15,001円~	一律10,000円

(※1) 地震保険料と長期損害保険料の合算控除限度額は、25,000円になります。

ただし、地震保険料と長期損害保険料の双方に該当する積立火災保険は、1契約単位にいずれか一方しか控除の適用は認められません。

(※2) 控除限度額は、従前の長期損害保険料控除の基準が適用されるため、払込保険料の合計額によって異なります。

(13)寡婦・ひとり親控除

寡婦控除とは、令和7年12月31日において、「ひとり親」には該当せず、次のいずれかに該当する人をいいます。控除額は26万円です。

- ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
- ② 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。なお、この場合は扶養親族の要件はありません。

ひとり親控除とは、令和7年12月31日において、婚姻をしていないこと又は配偶者や生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件の全てにあてはまる人をいいます。控除額は30万円です。

- ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいないこと。
- ② 生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること。

(14)勤労学生控除

勤労学生とは、令和7年12月31日において、大学、高校、各種専門学校など(一定のものに限る)の学生、生徒で、①自分の勤労に基づく給与所得があり、かつ、②合計所得金額が85万円以下で、③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人をいいます。控除額は、26万円です。

(15)障害者控除

令和7年12月31日において、あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合、障害者控除が受けられます。控除を受けられる人は、障害者手帳が戦傷病者手帳の交付を受けている人、介護保険で要介護の認定を受けている人、その他身体や精神に障害のある人が該当します。そのうち、身体障害者手帳1・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、戦傷病者手帳特別項症から第3項症の人、原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人、介護保険の要介護4・5の認定を受けているなど常に就床を要し複雑な介護を受けている人などは、特別障害者となります。

控除額は、障害者1人につき26万円、特別障害者の場合は30万円です。ただし、同居の特別障害者の場合は53万円の控除となります。

申告書の障害者控除氏名欄に対象者の氏名を記入し、特別障害者である場合には氏名を○で囲んでください。また、介護保険で要介護の認定を受けている人は、「障害者控除対象認定書」を添付してください。

障害者控除		
普通障害	特別障害	同居特別障害
260,000円	300,000円	530,000円

(16)配偶者控除

令和7年12月31日において、生計を一にする妻又は夫(専従者を除く)の合計所得金額が58万円以下である場合、あなたの合計所得金額に応じて配偶者控除が受けられます。内縁関係にある場合には、配偶者控除を受けられません。昭和31年1月1日以前に生まれた配偶者(70歳以上の人)は、老人控除対象配偶者になります。障害者の人には別に障害者控除も受けられます。

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除 (58万円以下)	一般の控除対象配偶者	330,000 円	220,000 円	110,000 円
	老人控除対象配偶者	380,000 円	260,000 円	130,000 円

(17)配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日において生計を一にする妻又は夫が事業専従者でなく、合計所得金額が58万円超133万円以下の場合には、配偶者の合計所得金額、あなたの合計所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除 (58万円超 133万円以下)	58万円超 100万円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円
	100万円超 105万円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
	105万円超 110万円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
	110万円超 115万円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
	115万円超 120万円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
	120万円超 125万円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
	125万円超 130万円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
	130万円超 133万円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

(18)扶養控除

令和7年12月31日において、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下である人(専従者を除く)を有する場合、扶養控除が受けられます。障害者の方は別に障害者控除も受けられます。

※16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とはなりません。均等割、所得割の非課税判定に関係しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」欄に扶養親族の名前・生年月日・続柄を記載してください。

扶養控除(扶養親族の合計所得金額が58万円以下の場合)		
16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以降生まれ)		—
一般扶養親族	(昭和31年1月2日～平成22年1月1日生まれ)	330,000 円
上記のうち、特定扶養親族	(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)	450,000 円
老人扶養親族	同居でない	380,000 円
(昭和31年1月1日以前生まれ)	同居	450,000 円

(19)特定親族特別控除(令和8年度から新設)

令和7年12月31日において、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除が受けられます。

※合計所得金額が58万円以下の場合は、特定扶養親族に該当し、上記(18)扶養控除の適用となります。

特定親族の合計所得金額(58万円超123万円以下)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	450,000 円
85万円超 90万円以下	
90万円超 95万円以下	
95万円超 100万円以下	410,000 円
100万円超 105万円以下	310,000 円
105万円超 110万円以下	210,000 円
110万円超 115万円以下	110,000 円
115万円超 120万円以下	60,000 円
120万円超 123万円以下	30,000 円

(20)雑損控除

震災、風水害、雪害などの災害や盗難、横領によって住宅や家財などの生活資産に損害を受けたときに控除の対象となります。損害金額とは、住宅や家財などについて受けた損害額と災害等に関連してやむを得ない支出をした金額をいいます。損害金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額が差引損失額で、控除額は次のうちいずれか多い方の金額になります。

(ア)差引損失額 - {総所得金額等の合計額(申告書の⑫) + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 特別控除前の分離課税所得金額}の10%相当額

(イ)差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

控除を受けようとする場合は、損害を受けた資産の明細書、盗難又は災害等の証明書を添付してください。災害関連支出がある場合には、領収書を添付してください。

(21)医療費控除

医師等による診療や治療を受けるために直接必要な費用で、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために令和7年中に支払った医療費は控除の対象となります。控除額は、支払った医療費から保険金等で補てんされた金額(生命保険からの給付金や高額療養費などを差し引いた金額)から、「10万円」か「総所得金額等の合計額の5%相当額」のいずれか少ない金額を差し引いた金額で、控除限度額は200万円です。この控除を受ける人は、医療費の明細書(人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計)を添付してください。

[セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)]

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行っている方が、令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために1万2千円を超える対象医薬品(※)を購入した場合には、その購入費用(年間10万円が限度)のうち1万2千円を超える額を所得から控除できます。

この控除を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書(支払先の薬局名、購入した医薬品名、支払った金額等を記載)を添付してください。なお、この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

※対象となる医薬品は、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)とされており、購入した際の領収書(レシート)に控除対象であることが記載されています。

(22)基礎控除

納税義務者全員について基礎控除43万円を控除できます(所得制限あり(※))。

※合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて控除額が減少し、2,500万円を超えると適用されなくなります。

<申告書 裏面>

11 事業専従者に関する事項

専従者とは、あなたと生計を一にする配偶者及び15歳以上の親族で、申告者の営む事業に1年を通じて6ヶ月以上従事した人をいいます。青色申告者の専従者給与額は、税務署に届出した範囲内の給与支給額です。白色申告者の事業専従者控除額は、専従者控除額を控除する前の所得金額を専従者の数に1を加えた数で割った金額で、配偶者の場合最高86万円、配偶者以外の場合1人につき最高50万円まで控除できます。割った金額が50万円(白色配偶者は86万円)に満たない場合は、その金額が専従者控除額になります。専従者として控除を受けた人は、配偶者控除、扶養控除を受けることができません。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に令和7年中に特別徴収された町民税県民税配当割額及び町民税県民税株式等譲渡所得割額を書き入れてください。なお、これらの所得は申告をしないで特別徴収で済ませることもでき、その場合には合計所得金額には含めません。

税額控除について

<申告書 裏面>

15 寄附金税額控除

寄附金税額控除の対象は、都道府県・市区町村に対する寄附金(※ふるさと納税)、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金、所得税の寄附金控除の対象となっている学校法人や社会福祉法人などのうち兵庫県・香美町が条例で定める寄附金となります。

※総務大臣の指定をうけていない地方団体に対して、ワンストップ特例制度は適用されません。

【控除額の計算方法】

①地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)

下記(1)と(2)を合計した額

(1) (寄附金額－2千円)×10%

(2) (寄附金額－2千円)×(90%－寄附者に適用される所得税の限界税率0%～45.945%)

※(2)は町民税所得割額の2割を限度とします。

②地方公共団体以外に対する寄附金

(寄附金額－2千円)×10%

③兵庫県・香美町が条例で定めた寄附金

(寄附金額－※[2千円－{①＋②の寄附金額}])×10%

※がマイナスの場合は0円で計算します。

④兵庫県が条例で定めた寄附金

(寄附金額－※[2千円－{①＋②の寄附金額}])×4%

※がマイナスの場合は0円で計算します。

【控除の限度額】

総所得金額等の30%

【ふるさと納税ワンストップ特例制度について】

申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が5団体を超えない場合は、ふるさと納税先団体に申請することによって申告を行わなくても、ふるさと納税に係る寄附金税額控除が受けられます。

この特例制度の適用を受けられた場合、所得税の軽減相当額を含めて、町民税県民税からまとめて控除されます(ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う町民税県民税が軽減されます)。

16 所得金額調整控除に関する事項

その年の給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、以下のイ～ハのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除額 {給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%＝控除額※

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。